

# 宮 崎 県 建 築 工 事 設 計 要 領 書

( 建 築 工 事 編 )

平 成 1 9 年 度 版

宮 崎 県 県 土 整 備 部  
営 繕 課

# 【 目 次 】

## 第1章 総則

## 第2章 一般共通事項

### 2. 1 設計指針に基づき建築工事において具体的に配慮すべき事項

- 2. 1. 1 地域性に対する配慮
- 2. 1. 2 敷地の有効活用
- 2. 1. 3 地域の気候特性への配慮
- 2. 1. 4 構造安全性の確保
- 2. 1. 5 火災に対する安全性の確保
- 2. 1. 6 良好な室内環境の確保
- 2. 1. 7 保全及び修繕等に対する配慮
- 2. 1. 8 将来の改修等に対する配慮
- 2. 1. 9 ユニバーサルデザインへの配慮
- 2. 1. 10 高度情報化への配慮
- 2. 1. 11 コストに対する配慮
- 2. 1. 12 既製品の活用
- 2. 1. 13 省エネルギーに対する配慮
- 2. 1. 14 建設副産物等への配慮
- 2. 1. 15 室内環境汚染への配慮
- 2. 1. 16 県産材利用の促進
- 2. 1. 17 建築設計と建築設備設計の連携

### 2. 2 その他共通事項

- 2. 2. 1 事前調査
- 2. 2. 2 関係法令の遵守
- 2. 2. 3 共通室の集約化
- 2. 2. 4 コンクリートのひび割れ防止への配慮

## 第3章 各部の設計

### 3. 1 外構設計

- 3. 1. 1 敷地の出入口
- 3. 1. 2 構内通路等
- 3. 1. 3 車いす使用者用駐車施設
- 3. 1. 4 屋外傾斜路

- 3.1.5 排水溝等
- 3.1.6 自動車車庫及び自転車置き場
- 3.1.7 植栽及び囲障
- 3.1.8 その他
- 3.2 外部設計
  - 3.2.1 外部に面する仕上材
  - 3.2.2 屋根・ひさし・ベランダ等
  - 3.2.3 外壁等
  - 3.2.4 サッシ等の開口部
  - 3.2.5 その他の付属物等
- 3.3 各室設計
  - 3.3.1 玄関
  - 3.3.2 階段
  - 3.3.3 廊下
  - 3.3.4 便所
  - 3.3.5 多目的便所
  - 3.3.6 湯沸室
  - 3.3.7 事務室
  - 3.3.8 会議室
  - 3.3.9 倉庫
  - 3.3.10 設備関係諸室（機械室、電気室、発電機室、中央監視室等）
  - 3.3.11 その他の用途の室
  - 3.3.12 エレベーター
  - 3.3.13 その他
- 3.4 仕上げ

#### 第4章 改修工事等の設計

- 4.1 基本方針
- 4.2 事前調査
- 4.3 工事施工中の安全対策等
- 4.4 建物の外部の劣化に伴う改修
- 4.5 高齢者、障がい者等の円滑な利用を考慮した改修
- 4.6 耐震改修
- 4.7 環境負荷の低減のための改修
- 4.8 建物等の解体

## 第1章 総則

本要領は、宮崎県県土整備部営繕課において建築工事の基本設計・実施設計を行う上で、考慮及び検討すべき事項を示す。

なお、本要領に記載されていない事項については国土交通省制定の建築設計基準を参考とする。

## 第2章 一般共通事項

### 2. 1 設計指針に基づき建築工事において具体的に配慮すべき事項

#### 2.1.1 地域性に対する配慮

- (1) 敷地周辺の街並みとの調和に配慮し、良好な景観形成に寄与するような外観とする。  
また、自治体の定める景観に関するガイドライン等にも配慮する。
- (2) 外部空間については、施設の用途、特性により、外構の一部を積極的に共用空間として活用できるように考慮する。
- (3) 屋外に設置する設備については、施設全体の外観及び周辺の景観に配慮するとともに、騒音、振動等環境悪化を及ぼさない配置計画とする。
- (4) その他外構設計に当たっては、材質、色彩等を考慮し、建物との調和を図るとともに、維持管理の容易さに配慮した材料及び工法の選定を行う。

#### 2.1.2 敷地の有効活用

- (1) 施設の用途、規模及び立地に応じた駐車場、駐輪場、設備のメンテナンススペース及び経路を確保する。
- (2) 将来の増築スペースを考慮した計画とする。
- (3) 地中埋設配管及び構内架空線路等の配線経路は、将来の増築等を考慮した配置計画とする。

#### 2.1.3 地域の気候特性への配慮

- (1) 海岸線から近く潮風の影響を受ける地域は、外部仕上げ、設備機器、手すり等の金属部材の塩害対策を講じるとともに、海岸線から著しく近い地域の場合は構造躯体についても塩害対策を講じる。
- (2) 台風等の暴風雨に対する安全性及び機能の確保を考慮する。特に、強風時の開口部及び通気口等からの雨水の浸入防止を図る。
- (3) 寒冷地においては、積雪、雪害、凍結又は凍害に対する安全性及び機能の確保を考慮する。

- (4) 配管は必要に応じて保温を行う他、日射・周囲の湿度等に配慮した材料とする。
- (5) 災害応急対策活動に必要な施設や、重要な財産・情報を保管する室等については、敷地周辺の浸水ハザードマップ等を確認し、浸水時の対策を考慮する。

#### 2.1.4 構造安全性の確保

- (1) 施設の有する機能、災害時の災害応急対策活動の必要性、避難所としての位置付け、人命及び物品の安全性確保の必要性を考慮し、構造体、非構造部材について、地震に対して施設が持つべき耐震安全性の目標（「官庁施設の総合耐震計画基準」における重要度係数）を定め、その確保を図る。
- (2) 地盤調査等により地盤の液状化の可能性を確認し、液状化による影響を考慮した適切な対策を計画する。
- (3) 移動式書架や建築設備等の重量物を設置する場合は、将来計画（確実に増架等する場合）を含めた荷重を考慮する。
- (4) コンクリートの壁・スラブ等は、内部に打ち込む設備の配管及びスリーブ等による断面欠損を考慮に入れた上で設備機器の配置を検討し、強度の確保を図る。

#### 2.1.5 火災に対する安全性の確保

- (1) 避難経路は簡明なものとし、関係法令に定めのない場合についても、二方向避難の確保を考慮する。
- (2) 高齢者、障がい者等の避難経路についても十分配慮する。
- (3) 災害応急対策活動に必要な施設や、重要な財産・情報を保管する室等、特に防火上重要な室等については、内部の天井及び壁の仕上げには、原則として不燃材料を使用する。
- (4) 重要な財産・情報を保管する室については、その室以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失の防止を図るとともに、収容物に応じた適切な方式の消火設備を設置する。
- (5) 設備配管について、必要に応じて防火区画貫通処理を施す。

#### 2.1.6 良好な室内環境の確保

- (1) 各室の機能、業務内容等を十分考慮して、分かりやすく、利便性の高い平面・動線計画とする。特に窓口業務を行う部局を設置する場合には、低層階に配置し、窓口又は受付までの動線の分かりやすさ、移動の容易さ、安全性に十分配慮し、高齢者、障がい者等を含む全ての来客者が、できる限り同じ経路により窓口又は受付まで移動できるような動線を確保する。
- (2) 来客者が利用する範囲と立ち入りを制限する範囲を区分けするとともに、来客者、職員、物品の搬出入、廃棄物の搬出等の動線を適切に分離する。
- (3) 執務室、会議室、学校の教室等については、遮音に対して十分配慮する。
- (4) 十分な日照、自然換気に配慮するとともに、照明、スイッチ、空調機器も快適な環境を実現できるように機種を選定し、配置する。

#### 2.1.7 保全及び修繕等に対する配慮

- (1) 配管スペース、配線スペース及びダクトスペースは、垂直及び水平の連絡並びに維持管理を考慮した適切な位置に配置する。
- (2) 施設の維持管理のための清掃、保守、点検等が効率的かつ安全に行えるように、作業又は搬出入のためのスペースを確保する等配慮する。特に、設備機器のための点検口を適切な位置に設置するとともに、屋上への点検用昇降経路を必ず確保する。
- (3) 内外装の仕上げ及び納まり等の詳細は、汚れにくく、清掃しやすいように配慮するとともに、清掃の方法を考慮したものとする。
- (4) 日常的な保守が必要となる部材や設備機器の部品は汎用品とするとともに、取替等の際に過大な仮設物等の手間がかからないようにする。

#### 2.1.8 将来の改修等に対する配慮

- (1) 事務室、一般利用スペース等は、多様な利用形態に対応できるような平面計画とする。
- (2) 間仕切り壁は、将来の位置の移動をあらかじめ考慮した構造とするとともに、照明、空調機器についても、将来の間仕切り壁の移動に配慮した配置とする。
- (3) 建築設備機器などの将来の耐用年数に伴う更新等を考慮した計画（搬出入スペースの確保等）とする。また、設備配管を交換するために内装などを撤去しなければならない等のいわゆる道連れ工事がないよう、あらかじめ、設備、内外装など各部位の更新について配慮する。

#### 2.1.9 ユニバーサルデザインへの配慮

- (1) 高齢者、障がい者等を含む全ての人が、できる限り同じように利用できるものとする。
- (2) 案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して、分かりやすく提供する。
- (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」及び各市の福祉のまちづくり条例を遵守する。

#### 2.1.10 高度情報化への配慮

- (1) E P S は、将来計画を考慮して、適切な位置に、必要な面積を確保するよう配慮する。
- (2) E P S は、防火区画等により、非常時の被害の範囲を一部に限定し、全体の通信に影響がないように配慮する。
- (3) 将来の情報通信の新技术にも柔軟に対応できるよう、拡張性の確保を考慮する。

#### 2.1.11 コストに対する配慮

- (1) スパン割、階高、建具等の割付け等は、平面計画、構造計画の際に総合的な検討を行

い、必要な機能性及びフレキシビリティを確保するとともに、経済的合理性を十分考慮したものとする。また、部材又は納まり等の詳細については標準化、簡略化を図る。

- (2) 材料、機器及び工法の選定にあたっては、省力化や将来の維持管理コストも考慮した選定とする。特に、設備機器については、原則として必要かつ単純な機能を有する機器を選定するものとし、特殊な場合を除き複雑な機能を有する機器は選定しない。

#### 2.1.12 既製品の活用

- (1) 使用する材料については、その品質、性能、工法、価格、市場性等を調査のうえ、できる限り汎用品、規格品等とする。
- (2) 維持管理の際に、入手または手配が困難な特殊な材料、機器及び工法は使用しない。
- (3) 設備機器については、保守点検を行う業者が限定されるような特殊な機器としない。

#### 2.1.13 省エネルギーに対する配慮

- (1) 建物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱・日射遮蔽性の高い建具およびガラス、ひさし等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 屋外に面する壁・スラブ及び開口部の断熱について考慮し、建築設備への負荷の抑制に配慮する。
- (4) 施設の用途、規模に応じた適切な空調方式となるよう十分考慮し、その他の設備機器についても、消費電力が少ない、効率が良いなど省エネルギーに有効となる機器とする。

#### 2.1.14 建設副産物等への配慮

- (1) 再資源化可能な材料の使用に努める。
- (2) 再資源化された材料の使用に努める。
- (3) 材料の規格寸法に配慮した割付を行い、端材をできるだけ減らす。
- (4) 有価物の処理については、有価物控除を標準とする。
- (5) 土工事及び地業工事では、掘削量の少ない工法、発生土が汚染されない工法を検討する。
- (6) 躯体工事では、寸法等を総合的に検討し、型枠材の転用回数向上に努める。

#### 2.1.15 室内環境汚染への配慮

- (1) 使用する材料や塗材は、造作家具も含め、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）の空気汚染物質の発生抑制に配慮したものとする。
- (2) 関係法令に基づき、適切なシックハウス対策を実施する。

#### 2.1.16 県産材利活用の促進

- (1) 施設の用途に応じて、法令の範囲内で、可能な限り県産木材の利活用に努める。
- (2) その他の材料についても、特に地域特性を反映できる材料の利活用に配慮する。

#### 2.1.17 建築設計と建築設備設計の連携

- (1) スイッチ、コンセント等については、用途に応じて使いやすい位置、形状とする。また、設備機器や各種ダンパー等の点検口を適切な位置に必要な数配置する。
- (2) EPS、PS、DSは適切な位置に配置し、必要な面積を確保するよう配慮する。
- (3) 設備関係諸室は、設備の運転効率、スペースの効率化に配慮する。
- (4) 相互に関係する建築設計、設備設計、外構の各々の設計内容にくい違いが生じないように十分に調整を図る。

### 2.2 その他共通事項

#### 2.2.1 事前調査

- (1) 設計においては、あらかじめ、対象となる敷地、施設及び周囲の状況等について入念に調査を実施し、設計完了後に、調査不足に起因する設計内容の変更が生じないように十分注意する。
- (2) 増築、改築工事及び改修工事の設計においては、既存の施設について十分に調査を行い、既存設備等の有効活用を検討するとともに、工事に伴う既存施設への影響等を総合的に考慮して、設計内容を決定する。
- (3) 工事における既存設備への影響を全て考慮し、既存設備の撤去、移設、切回しなど派生する工事を含めた具体的な工事の進め方を計画する。

#### 2.2.2 関係法令の遵守

- (1) 設計に当たっては、施設の立地条件、用途・規模等から適用する関係法令等をあらかじめ確認し、必要に応じて、所管する関係官庁と協議する。また、工事の着手から完成までに必要となる各種法令手続きについても、事前に確認する。
- (2) 設計時の協議は、事前協議だけでなく、設計図面により最終的な確認協議も行う。

#### 2.2.3 共通室の集約化

- (1) 給排水、ガス、排気等の設備を必要とする諸室又は一般事務室と使用時間帯の異なる



諸室は、できる限り集約的に配置する。

(2) 騒音及び振動の発生する設備室等の周辺には居室を配置しないようにする。やむを得ず配置する場合は、執務部分に騒音及び振動が影響を及ぼさないよう配慮する。

#### 2.2.4 コンクリートのひび割れ防止への配慮

(1) 大きな壁面等は、乾燥収縮や温度変化に起因する自己ひずみ応力によるひび割れが発生しやすいことから、適切な位置に誘発目地を設け、ひび割れ防止に配慮する。

## 第3章 各部の設計

### 3. 1 外構設計

#### 3.1.1 敷地の出入口

- (1) 道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、自動車の出入り等が分かるよう見通しを確保する。
- (2) 道路と構内の歩行者用通路との境界に、車いす使用者の通行を妨げるような段を設けない。

#### 3.1.2 構内通路等

- (1) 建物の出入口や、駐車場への経路は分かりやすく、かつ歩行者の動線は遠回りとならないように配慮し、高齢者、障がい者等を含む全ての人ができる限り同じ経路となるように計画する。
- (2) 構内通路は、原則として車路と歩行者用通路を分け、できる限り交差させない。やむを得ず交差が生じる場合には、見通しを確保する。
- (3) 構内通行の安全のため、必要に応じて、路面に標識表示等を行う。
- (4) 車路の舗装材料は、自動車の通行に対する耐久性を考慮したものとする。なお、透水性の高い材料を原則として使用する。
- (5) 避難及び消火活動について考慮するとともに、施設の維持管理、機器類の搬出入等を考慮したサービス用の通路を設ける。
- (6) 窓口業務を行う部局が入居する施設や不特定多数の人が利用する施設においては、道路等から建物の主要な出入口まで、車いす使用者用駐車施設から建物の出入口まで等の歩行者用通路（以下「主要な歩行者用通路」という。）は180cm以上を原則とする。
- (7) 歩行者用通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいように、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることにし、必要に応じて、ひさし等を設置する。
- (8) 主要な歩行者用通路には、原則として、段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路等を併設する。また、その他の歩行者用通路についても、できる限り段を設けない。
- (9) 主要な歩行者用通路には、道路等からの出入口から建物の窓口、受付等までの経路に、誘導用床材等（視覚障がい者誘導用床材等のうち線状突起のものをいう。以下同じ。）及び注意喚起用床材等（視覚障がい者誘導用床材等のうち点状突起のものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設する。また、手すり又は触知による案内を必要に応じて設置する等、視覚障がい者の誘導及び注意喚起に配慮する。

その他、車いす使用者・杖等の使用者が無理なく、安全に通行できるように配慮する。

- (10) 主要な歩行者用通路等については、植栽、舗装材料等による景観形成について配慮す

る。

### 3.1.3 車いす使用者用駐車施設

- (1) 多数の人が利用する施設には、原則として車いす使用者用駐車施設を設ける。
- (2) 建物の出入口のできるだけ近くに設ける。
- (3) 車いす使用者用駐車施設から建物の出入口までの通路は、利用者が安全に通行できるよう、車路と分離し、必要に応じて、ひさし等を設置する。
- (4) 車いす駐車施設の1台当たりの幅は、原則として350cm以上とする。
- (5) 乗降用スペースには、斜線を路面に表示する。また、車いす使用者用である旨を表示するため、原則としてシンボルマークの立札又は路面表示等を行う。

### 3.1.4 屋外傾斜路

- (1) 路面は、濡れても滑りにくいように、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 屋外傾斜路には、原則として手すりを設ける。
- (3) 側壁がない場合は、脱輪防止等のため、屋外傾斜路の側端に立上りを設ける。
- (4) その他、車いす使用者・杖等の使用者が無理なく上ることができ、また、安全に下ることができるよう、傾斜路の位置、勾配、有効幅員、踊場等に配慮する。

なお、傾斜路は、原則として、幅を120cm以上、勾配を1/12以下とし、高さ75cm以内毎に踏幅150cm以上の踊場を設ける。

### 3.1.5 排水溝等

- (1) 歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋は、杖先、キャスター等が落ち込まない構造のものとし、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 自動車が通過する部分に設置する排水溝等は、自動車による荷重及び自動車等の通過時の騒音を考慮したものとする。
- (3) 排水溝等は、最大降水量、敷地面積等を考慮したものとし、必要な排水処理能力を確保する。また、屋外埋設配管等との取りあいを十分に検討する。

### 3.1.6 自動車車庫及び自転車置き場

- (1) 自動車車庫を設ける場合には、車止め、器具庫、排水溝等を必要に応じて設ける。
- (2) 自転車置き場は、必要に応じて職員用と外来者用を区別し、外来者用は利用しやすい位置に設ける。
- (3) 路面駐車場は、敷地の有効利用を考慮し適切に配置する。なお、路面駐車場の1台当たりの寸法は、原則として幅を250cm、奥行きを500cmとし、最端部に配置される駐車区画については、ドアの開閉に支障が生じる場合は余幅を設ける。

### 3.1.7 植栽及び囲障

- (1) 植栽を設ける場合は、見通しに配慮した配置とするとともに、地域の気候特性、景観、植栽の育成管理のし易さに配慮する。また、必要に応じて散水設備を設ける。
- (2) 施設画面上やむを得ない場合を除き、できる限り敷地の境界又は建物の周囲に門又は囲障を設けない等開放的なデザインとするよう配慮する。

#### 3.1.8 その他

- (1) 屋外サインは、利用者にとって分かりやすいものとする。また、統一の取れたデザインとするとともに、地域における統一性又は周辺環境との調和に配慮する。  
日本工業規格Z8210に規定されるものについては、これによる等、標準的な案内図記号により表示する。
- (2) 屋外の支持金物、ボルト・ナット等は、原則としてステンレス製又は溶融亜鉛メッキ処理を施したものとする。
- (3) 地下埋設物の設置に当たっては、必要に応じて、地表面に埋設表示を施す。
- (4) 敷地内の屋外照明は、必要な照度を確保するとともに、照明器具のデザイン及び設置場所を考慮し、防犯や夜間景観に配慮したものとする。なお、光害の防止についても配慮する。

### 3. 2 外部設計

#### 3.2.1 外部に面する仕上材

- (1) 外部に面する仕上材の材料及び工法は、十分な防水性を確保するとともに、大地震動時の変形、経年劣化等によってははく落しないよう考慮したものとする。
- (2) 2階以上の外壁等にタイルを使用する場合は、次に掲げる事項を考慮して、はく落による危険の防止を図るものとする。
  - ① 各階ごと又は最下階に有効なひさしを設ける。
  - ② 各階ごと又は最下階に有効なひさしを設けない場合は、建物の周囲に植込等を設け、人が壁面等に近づかないようにするとともに、出入口等通路となる箇所には、有効なひさしを設ける。
- (3) 見上げ面、ひさしの鼻等に仕上げを行う場合の材料及び工法は、はく落しないよう十分考慮したものとする。

#### 3.2.2 屋根・ひさし・ベランダ等

- (1) 屋根・ひさし・ベランダ等は、適切な排水勾配を確保する。
- (2) 陸屋根の場合は、屋上の歩行の有無や設備機器の設置等の利用計画に応じた適切な防水工法とする。
- (3) ルーフドレンの数及び径は、最大降水量、屋根面積等を考慮したものとし、余裕ある処理水量を確保する。
- (4) 勾配屋根における水平部分の樋は、原則として箱樋としない。また、豎樋については、必要に応じて結露又は凍結の防止対策を行う。
- (5) 陸屋根、ベランダ等に設置する手すりは、転落防止に配慮した高さとする。原則として、足がかりとなる部分から110cm以上とし、足がかりとなる構造物等がある場合には、その天端からの高さとする。また、側面を手すり子形式とする場合には、子供のすり抜け防止のため手すり子の間隔を11cm以下とする。
- (6) 必要に応じて、凍結等による、屋根、ひさし、パラペット等の端部等の損傷の防止を考慮する。

#### 3.2.3 外壁等

- (1) 屋根及び外壁の断熱について考慮する。
- (2) 下階がピロティ、車庫、機械室等となる居室等については、床版下の断熱について考慮する。
- (3) ヒートブリッジの防止等により、屋外に面する壁及び建具の結露の防止又は低減を図るとともに、結露水の処理について考慮する。
- (4) 外壁に面する押入等の結露防止を図る。
- (5) 温度差の大きい室相互の間仕切りの結露防止を図る。

(6) 大きな壁面等は、乾燥収縮や温度変化に起因する自己ひずみ応力によるひび割れが発生しやすいことから、適切な位置に誘発目地を設ける。

#### 3.2.4 サッシ等の開口部

- (1) 外部に面するサッシ・シャッター等の建具は、地表面からの高さ等に応じて要求される耐風性能等の性能を確保する。
- (2) 大きな開口部の外部サッシ等は、強風時のたわみが大きく、水密性能の低下による漏水が発生しやすいことから、たわみ防止のための補強等を行う。
- (3) 外部に面する出入口ドアで、特に建具くつずり等に段差を設けない場合には、雨水進入防止のため、排水溝等を設ける。
- (4) 換気口及び換気ガラリについては、強風時の雨又は雪の吹き込み防止を図るため、吹き込み防止のフード等の設置について考慮する。また、地表面からの高さに応じた適切な仕様とするとともに、屋根面等からはね返りを考慮し適切な高さに設置する。
- (5) 給気口及び排気口、冷却塔及び煙突等は、相互に近すぎると有効に機能しないことがあるため、十分な距離を確保して配置する。

#### 3.2.5 その他の付属物等

- (1) 外部に面する建築非構造部材の材料及び工法は、大地震動時の変形、経年劣化等によって落下しないよう十分考慮したものとする。
- (2) 屋外に設置する金属物は、海岸線からの距離等の敷地条件を考慮し、塩害対策を十分考慮したものとする。
- (3) 地下室、地下ピット等を設ける場合は、浸水防止を十分考慮する。
- (4) 設備関係等の突出物は、できる限り集約化した上で囲いを設ける等、景観に配慮する。

### 3. 3 各室設計

#### 3.3.1 玄関

- (1) 建物の主要な出入口は、原則として、1箇所とする。ただし、来客者の多い窓口業務を行う場合や人権上の配慮を要する場合等は、必要に応じて、専用出入口を設ける。
- (2) 建物の主要な出入口は、原則として幅120 cm以上のスライド式自動扉とし、可能な限り手動の扉を併設する。  
また、風除室は、風向き、玄関ホールの空調の有無等を考慮し、必要に応じて設ける。
- (3) 出入口周辺の床面は、濡れても滑りにくいように、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 出入口には、車いす使用者の通過の支障となる段を設けず、出入口の前後には十分な広さの水平部分を確保する。
- (5) 雨天時の出入りに配慮し、出入口には、原則として、ひさしを設けるとともに、強風時の雨水の浸入防止のため排水溝等を設ける。
- (6) 玄関ホール等には、施設管理者と協議し、必要に応じて公衆電話等のスペースを確保する。また、来客者が利用しやすいよう施設案内板や掲示板を設ける。

#### 3.3.2 階段

- (1) 主要な階段は来客者が分かりやすい位置に設ける。
- (2) 階段の形状は直階段又は折り返し階段とし、適当な位置に踊場を設ける。
- (3) 段は識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。
- (4) 床は滑りにくい材料で仕上げる。
- (5) 階段の上端に近接する廊下等や踊場には、注意喚起用床材を設置する。
- (6) 手すりは高齢者・障がい者等の利用を考慮し原則として両側に設置し、適切な形状及び高さとする。
- (7) 主要な階段の手すりは、踊場についてもできる限り連続して設置し、始末端には十分な長さの水平部分を設ける。

なお、手すり壁等の高さ、形状等は、落下防止を十分考慮したものとし、側面を手すり子形式とする場合は、杖の脱落防止等のため、踏面の側端に立上りを設ける。

#### 3.3.3 廊下

- (1) 原則として柱型等の突出物を設けず、円滑な移動を確保する。
- (2) 廊下には、原則として、段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
- (3) 施設の用途、機能等により必要に応じて、手すりの設置について考慮する。
- (4) 廊下等に面する出入口の扉は、法令等の定めがある場合を除き、原則として内開きとする。

### 3.3.4 便所

- (1) 主要な便所は来客者が分かりやすい位置に設ける。
- (2) 男子及び女子便所には、各々1個以上の手摺付の洋風便器を設ける。また、男子便所には、手摺付の床置きストール型小便器を1個以上設ける。
- (3) 通路から内部が見通されないよう配慮する。特に扉を設けない場合は、十分留意した平面計画とする。また、屋外からも見通されないよう配慮する。
- (4) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (5) 清掃方法を湿式とする場合等については、床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (6) 掃除用流し及び掃除具入れを設ける。

### 3.3.5 多目的便所

- (1) 多数の人が利用する施設には、多目的便所を1箇所以上設ける。
- (2) 多目的便所は、車椅子使用者が位置を把握しやすいよう、多目的便所以外の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設ける。
- (3) 出入口の有効幅は80cm以上とし、戸を設ける場合は円滑に開閉して通過できる構造とする。
- (4) 便所及びトイレブースへ入るための通路、出入口は、段その他の障がい物を設けない。
- (5) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- (6) 便所内部の移動、便座への移動に配慮して、手すりを設ける。
- (7) 戸の開閉、施錠、ボタンその他の設備の操作は、誰でも操作しやすいものとし、分かりやすさに配慮する。
- (8) 緊急呼び出しボタンを設け、外部に通報・表示を行うとともに、戸は緊急時に外部から解錠できるものとする。また、管理室等への通報装置の必要性についても、事前に確認する。
- (9) 施設の使用、機能等に応じて、次に掲げる設備等を付加する。
  - ① オストメイト用の汚物流し等
  - ② 大人が使用できる大型ベッド
  - ③ 乳幼児用ベッド
  - ④ 乳幼児用イス
- (10) 多目的便所の出入口付近の分かりやすい位置に、便所内に設けている機能について表示する。
- (11) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (12) 清掃方法を湿式とする場合等については、床は、防水及び排水を考慮したものとする。

### 3.3.6 湯沸室

- (1) 事務室等から便利な位置に設ける。
- (2) 流し台、吊り戸棚、水切り棚、ガスコンロ台、フード等を必要に応じて設ける。



なお、器具の設置や取り合い部分の内装工事等については、他工事との工事範囲区分を事前に協議する。

(3) 利用形態に応じて、床防水に配慮し、床排水を設ける。

### 3.3.7 事務室

(1) 窓口業務を行う事務室等、不特定かつ多数の人が利用する事務室は、利用者の利便を考慮して、原則として、建物の主要な出入口がある階に設ける。

(2) 機能上又は執務効率上支障のない限り、大部屋とし、フレキシビリティを確保する。

(3) 快適な執務環境の確保及び執務効率のよい事務機器等のレイアウトに配慮する。

(4) O A 器機等のスペース、床配線、V D T 作業を考慮した照明等、O A 機器の設置環境の確保に配慮する。

### 3.3.8 会議室

(1) 不特定かつ多数の人が利用する会議室は、廊下等の通行部分より直接出入りできる位置に設けるとともに、便所及び湯沸室の利用しやすさに配慮する。

(2) 不特定かつ多数の人が利用する会議室については、防災及び避難について特に考慮する。

(3) 室内の吸音及び遮音について十分考慮する。

(4) 必要に応じて、多様な利用形態、他の機能との共用等を考慮し、フレキシビリティを確保する。

(5) 視聴覚機器の利用を考慮したブラインド、暗幕用カーテンボックス、スクリーンボックス、機器の設置のための下地や設備等を、必要に応じて設ける。

### 3.3.9 倉庫

(1) 用紙又は事務用品を収納する倉庫は、事務室の近くに設ける。

(2) 用途により必要に応じて、防湿及び防露について考慮する。

(3) 用途により必要に応じて、床は防塵を考慮したものとする。

### 3.3.10 設備関係諸室（機械室、電気室、発電機室、中央監視室等）

(1) 収容する機器に応じて、必要な天井高及び梁下の高さを確保するとともに、荷重を考慮する。

(2) 機器の搬出入経路及び保守点検スペースを確保する。

(3) 中央監視室、控室等を、必要に応じて設ける。なお、地階に設ける場合は、避難の確保を十分に考慮する。

(4) 電気室、発電機室又は配線室は、浸水により機能を損なわないよう対策を行う。直上には、原則として水を使用する室を配置しないこととし、やむを得ず配置する場合は、防水処理を十分に行う。また、給排水管、ガス管又は油管が電気室等を通過しないよう配慮する。

- (5) 発電機室は、燃焼に必要な外気の入力及び排煙等が適切に行えるよう考慮する。
- (6) 設備機器からの騒音又は振動の伝搬を抑制するため、必要に応じて、防振基礎の設置、壁の吸音性又は遮音性の確保等の対策を講ずる。
- (7) 機械室、電気室等の扉は、避難を考慮して、原則として、外開きとする。なお、機械室には、二箇所以上の出入口を設ける。
- (8) 床は、防塵を考慮したものとする。

### 3.3.11 その他の用途の室

- (1) その他の用途の室についても、室の利用用途に応じて、適切な面積、仕上げとし、必要な照明、設備等を配置する。

### 3.3.12 エレベーター

- (1) 建物条件に応じて、機械室レスエレベーターの使用を検討する。
- (2) 機器選定に当たっては、交通計算、イニシャルコスト・ランニングコスト等を比較し総合的に判断し選定する。
- (3) 動力電源及び電話設備、自動火災報知設備等との接続について、電気設備工事との施工範囲区分を明確にする。

### 3.3.13 その他

- (1) 棚を設ける場合は、収納物の重量に応じた材料とし、地震動により転倒又は移動しないように、壁又は床に固定する。  
また、その他の家具についても、利用用途に応じて要求される機能を満足するとともに、必要に応じて、熱、水及び摩耗に強いものとする。
- (2) ゴミ置場は分別収集や搬出入に配慮して設けることとし、必要に応じて掃除用の水栓を設ける。
- (3) 喫煙室を設ける場合は、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）を踏まえ、適切に分煙が図られるよう、原則として、天井までの間仕切り等により区画した喫煙スペースとする。
- (4) 屋内のサインは利用者にとって分かりやすく、かつ、見やすい位置とし、統一のとれたデザインで調和のとれたものとする。  
日本工業規格Z8210に規定されるものについては、これによる等、標準的な案内図記号により表示する。
- (5) 建具については、施設の用途・規模を考慮し、管理方法・管理区画等に応じて適切な方式の錠を設置する。また、施設管理者と協議し、マスターキーやグランドマスターキーの必要性を確認する。

### 3. 4 仕上げ

- (1) 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、粗面とする等濡れても滑りにくいものとする。
- (2) 汚れにくく、清掃が容易な仕上げとするよう配慮する。
- (3) 廃棄物を再生利用したもの等環境負荷の少ない材料の活用に配慮する。
- (4) 重要な財産・情報を保管する室等、特に出火しにくいよう配慮する必要がある室については、内部の天井及び壁の仕上げには、原則として不燃材料を使用する。なお、災害応急対策活動に必要な施設等については、不燃化を徹底する。
- (5) 居室等の仕上げについては、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（VOC）等の空気汚染物質の発生抑制に配慮したものとする等適切な空気環境の確保に配慮する。なお、ホルムアルデヒド放散についてF☆☆☆☆の規格品を原則とする。

## 第4章 改修工事等の設計

### 4.1 基本方針

- (1) 改修の目的に応じて求められる性能及び機能を確保する。
- (2) 既存施設の現状を十分に把握し、適切な材料、工法等を選択する。
- (3) 第2章から第3章については、改修の対象となる部位等に適用する。

### 4.2 事前調査

改修設計においては、あらかじめ、対象とする部位等の劣化現象、劣化原因、劣化程度等を調査し、改修等の範囲、改修する部位等の寸法・形状、必要数量及び改修材料等の選定の調査並びにその他の資料収集を行う。

なお、既存施設の石綿含有建材の有無について、特に注意して調査を行う。

### 4.3 工事施工中の安全対策等

工事中における既存施設の利用状況をあらかじめ確認し、必要な騒音・粉じん・振動対策や安全対策等についても設計内容に盛り込む。

### 4.4 建物の外部の劣化に伴う改修

- (1) 防水、外壁、外部建具等の劣化に伴う改修については、次に掲げる性能を確保する。
  - ① 雨漏り又は漏水がない。
  - ② 合理的な耐久性が考慮されている。
  - ③ 仕上げ材等のはく離、落下等の危険性がない。
  - ④ 美観について考慮されている。
- (2) 劣化の程度及び進行状況、既存の材料及び工法等を考慮し、適切な改修方法を選択する。
- (3) 施設の外観等に影響を与える可能性がある場合については、改修前の印象を保持する等周辺環境との調和に配慮する。

### 4.5 高齢者、障がい者等の円滑な利用を考慮した改修

既存施設の現状及び利用状況を十分に把握した上で、多様な施設利用者を考慮し、より円滑かつ快適に利用できるものとなるよう改善を図る。

### 4.6 耐震改修

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成8年10月24日建設省営計発第101号）に基づき、適切に構工法を選択する。

### 4.7 環境負荷の低減のための改修

新たに屋上緑化を設ける場合は、積載荷重に加え、防水層への影響、育成管理等に留意

する。

#### 4. 8 建物等の解体

- (1) あらかじめ管理者と協議し、敷地境界線や既存工作物の除去範囲を確認する。
- (2) 建物解体後の敷地の利用方針に基づき、必要に応じて、外柵や雨水の排水等の必要な施設を設計内容に盛り込む。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、必要に応じて見直しを行うものとする。